

都 営 下 馬 ア パ ー ト 周 辺 地 区 街 づ く り ニ ュ ー ス

第 1 8 号
平 成 2 9 年 6 月
世 田 谷 区 世 田 谷 総 合 支 所
街 づ く り 課

このお知らせは、地区計画等の区域、(太子堂一丁目全域、下馬一丁目の一部(28~44番)、下馬二丁目の一部(1~16番、19~44番)、三軒茶屋一丁目の一部(5~7番))に居住の方、及び、土地・建物の所有者の方にお届けしています。

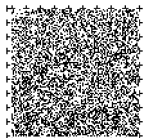
第 3 回 街 づ く り 懇 談 会 を 開 催 し ま す

区では、区全域における「建築物の高さに関するルールの見直しの基本的考え方」を踏まえて、懇談会等により都営下馬アパート周辺地区地区計画の住宅地区(裏面を参照下さい)における「建築物の高さの最高限度」について地区の皆様と共に検討を行っています。

今回は、区全域における「建築物の高さに関するルールの見直しの基本的考え方」について中間報告がありましたので、その内容についてご紹介すると共に、都営下馬アパート周辺地区地区計画の住宅地区における「建築物の高さの最高限度」について皆様と意見交換する街づくり懇談会を開催いたします。是非ご参加ください。

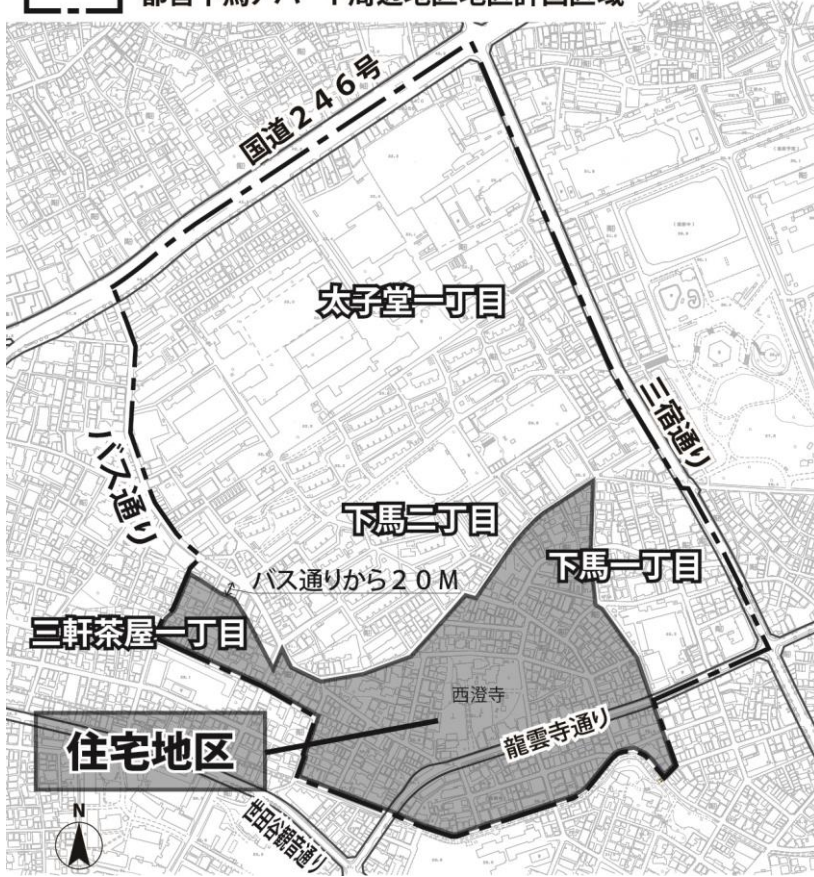
■日 時	案内図
○平成29年7月5日(水) ○午後 7時~9時	 <p>Map showing the location of the meeting venue (会場) at the intersection of National Route 246 and the bus route. The venue is located near the intersection of National Route 246 and the bus route, near the intersection of National Route 246 and the bus route. The map also shows the location of the venue (会場) and the surrounding area, including the bus route, National Route 246, and various schools and parks.</p>
■会 場 ※右図参照 ○駒繫小学校・2階視聴覚室 (下馬1-42-12) ※北側正門からお入りください	
■内 容 ○区全域における「建築物の高さに関するルールの見直しの基本的考え方(中間報告)」について ○住宅地区における高さの最高限度についての意見交換	

◇参加にあたってユニバーサルデザインの配慮が必要な方は事前にご連絡下さい◇



■皆様と共に検討を進めていく住宅地区

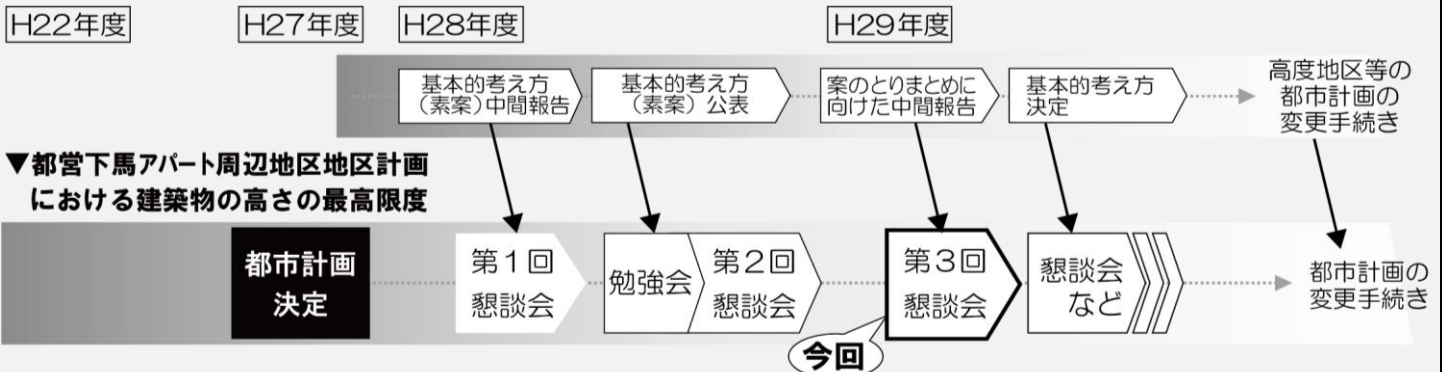
都営下馬アパート周辺地区地区計画区域



都営下馬アパート周辺地区
地区計画の住宅地区における
建築物の高さの最高限度につ
いて、皆様と意見交換を進め
てまいります。

■スケジュール

▼区全域における建築物の高さに関するルールの見直し



■お問い合わせ先

世田谷区 世田谷総合支所 街づくり課 担当：二見^{ふたみ}、高澤^{たかさわ}、伊藤^{いとう}、北崎^{きたさき}
〒154-8504 東京都世田谷区世田谷 4-22-33 (第3庁舎2階24番窓口)
電話：03-5432-2872 (直通) FAX：03-5432-3055

●今回やこれまでの街づくりの取り組みは、世田谷区のホームページで公開しています。
ホームページ<<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/102/120/345/346/d00034724.html>>

下馬 街づくりの取り組み

ご意見をお寄せください

※都営下馬アパート周辺地区地区計画の高さの最高限度について、地区の皆様とともに検討を進めてまいります。